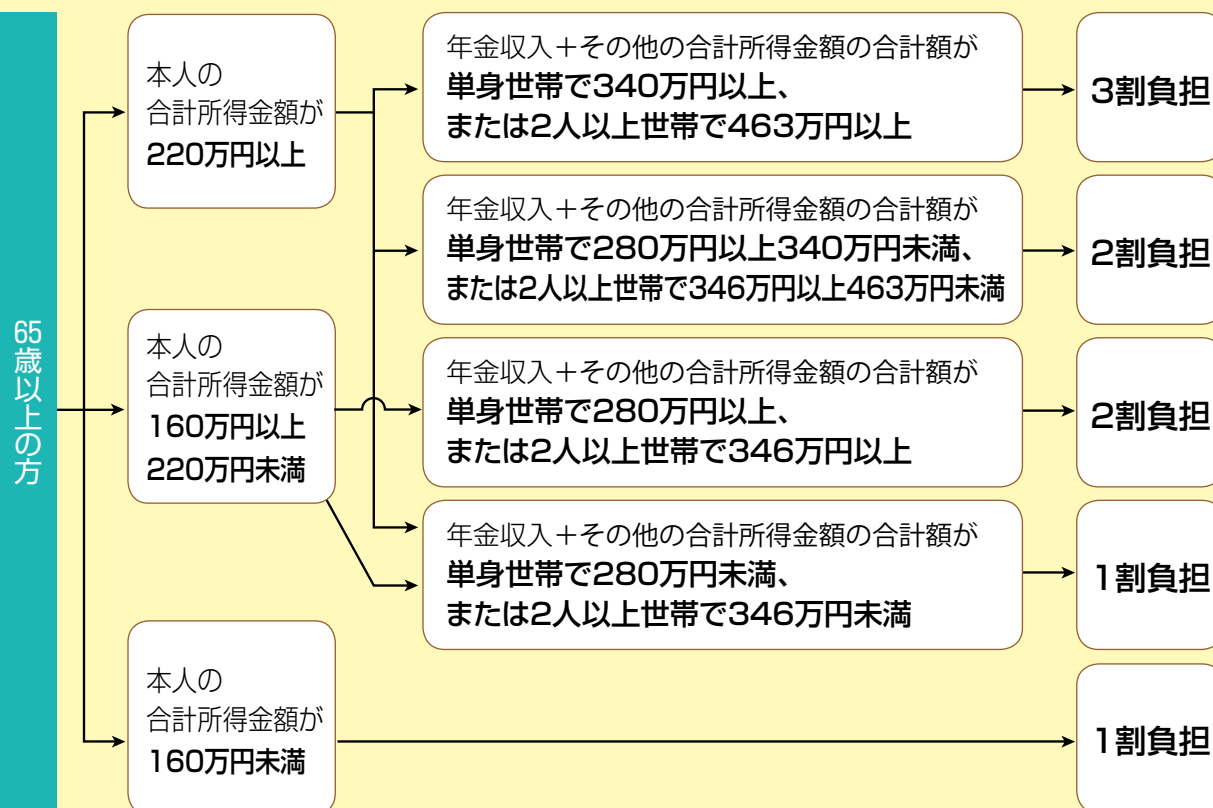


9 自己負担の支払い

介護保険のサービスを利用する際、利用者は原則としてサービスにかかった費用の**1割～3割**を自己負担します。

介護保険の自己負担割合判定基準



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、公的年金等の雑所得を除いた所得金額をいいます。

「年金収入」には、遺族年金・障害年金等の非課税年金は含みません。

ここが知りたい 介護保険!!

Q. 自分の負担割合を知るにはどうしたらよいのですか？

A. 負担割合は前年中の所得等に基づき、決定します。介護サービスを利用する際に確認できるよう、山口市で要介護(要支援)認定を受けている方全員に利用者負担割合証を交付します。交付時期は、新規に要介護認定申請をされたとき、既に認定を受けている方は、負担割合証の年度切り替え(毎年8月1日)のときになります。